

令和 4 年 12 月 22 日  
教育指導部長決定

## 1 目的

このガイドラインでは、加古川市立図書館が公式フェイスブックページを開設し、フェイスブックを通じて広く交流を図るために基本的なルールを定める。

## 2 適用

このガイドラインは「加古川市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づき、職員が職務の一環として公式フェイスブックページを開設し、職員個人のアカウントを使用して運用する際に適用する。

## 3 定義

このガイドラインにおける用語の意味は以下のとおりとする。

### (1) フェイスブック

実名で登録するソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で、13歳以上であれば誰でも無料で登録・利用することができる。お互い承認しあった「友達」に、一斉配信される記事で交流をすることができるコミュニケーションツール。

### (2) フェイスブックページ

企業や団体などのPRに利用するための登録方法。「友達」を作ること（友達申請）はできないが、ユーザーが「いいね！」を押すことによりフェイスブックページのファンとなり、ファンとなったユーザーにフェイスブックページからの投稿が表示されるようになる。

### (3) いいね！

フェイスブックページが投稿した記事、それに伴うコメントに対して良いと思ったときに「いいね！」ボタンをクリックし、意思表示ができる。

### (4) ファン

フェイスブックページに対しユーザーが「いいね！」を押すことでページのファンとなる。

### (5) タイムライン

自身が記事や写真を投稿する場所。また投稿された記事や写真が時系列に並んだ場所。

### (6) ニュースフィード

自身や友達が投稿した近況や写真、それに対するコメントなどが表示される場所。

### (7) 管理者

フェイスブックページのタイムラインへの記事の投稿やその他設定ができる個人ユーザー。複数人の設置が可能。各図書館に設置することとする。

(8) 統括管理者

複数いる管理者のうち、各図書館の管理者などとの調整や協議を行い、取りまとめをする代表管理者。中央図書館に設置することとする。

(9) コメント

投稿した記事に対してコメント欄に投稿すること。

(10) メッセージ

ユーザーがフェイスブックページに直接メッセージを送ること。送られたメッセージは管理者のみが見ることができ、返信することができる。

(11) シェア

投稿した記事をユーザーやフェイスブックページが共有すること。シェアすることでシェアした人のタイムラインに記事が追加される。ユーザーや他のフェイスブックページの記事をシェアすることも可能。

#### 4 公式フェイスブックページ

(1) 公式フェイスブックページの名称

加古川市の図書館

(2) 管理者及び統括管理者

管理者は各図書館の館長が指名する。管理者は個人のアカウンドを使用し、業務の一環として公式フェイスブックページにかかる作業を行う。また、中央図書館長は中央図書館の管理者の中より統括管理者を指名する。

(3) プロフィール・カバー写真

プロフィール写真には加古川市の図書館を象徴する画像や文字を使用する。カバー写真は、季節やイベントなどにあわせて統括管理者が適宜変更する。

(4) プロフィール（説明・基本情報など）

プロフィールは加古川市立中央図書館の基本情報と紹介を掲載する。季節等に合わせ統括管理者が適宜変更する。

#### 5 タイムラインへの投稿

(1) 投稿の方法

管理者が投稿を行う。図書館内のパソコンのほか、携帯端末等からの投稿も可とする。

(2) 投稿する情報

図書館からのお知らせ、各種イベントの告知や実施報告、特集展示、おすすめ本の紹介などを取り上げる。

(3) 記事の書き方

難しい専門用語、行政用語は避け、やわらかい表現、くだけた言葉、興味を引く文章などを心がける。画像や写真、音声や動画などの投稿も可とする。すべての記事には統一感を持たせるよう心がける。

## 6 コメント、メッセージ、シェア、いいね！への対応

それぞれの対応については、「コメント」は管理者が、「シェア」、「いいね！」は統括管理者が行うこととする。

### (1) コメント

全てのコメントへの対応はしないこととする。投稿に対して質問のコメントが入った場合は、可能な範囲で回答する。

### (2) メッセージ

メッセージ機能は使用しない。

### (3) シェア

個人ユーザーや他のフェイスブックページがフェイスブック上でシェアすることは規制しない。公式フェイスブックページとしてシェアする記事は、公的機関及びそれに準ずるもの、業務上関係が深いと認められる団体等の記事とする。ただし、営利目的の広告とみなすものは除く。

### (4) いいね！

個人ユーザーや他のフェイスブックページがフェイスブック上でいいね！することは規制しない。公式フェイスブックページとしていいね！するものは、公的機関及びそれに準ずるもの、業務上関係が深いと認められる団体等とする。ただし、営利目的の広告とみなすものは除く。

## 7 停止または削除

フェイスブックを活用しての発信が困難になった場合は、統括管理者が中央図書館長に報告した上で、その理由を公式フェイスブックページ上及び図書館ホームページなどに明記し、公式フェイスブックページを停止または削除する。

## 8 留意事項

(1) 地方公務員法ならびに著作権法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規程を遵守しなければならない。

(2) 公式フェイスブックページを目的外に使用してはならない。

(3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに最大限留意しなければならない。

(4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(5) 意図せずして発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場

合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(6) 次に掲げる情報は発信してはならない。

- ① 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- ② 人権、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
- ④ 図書館と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報
- ⑤ 本人の許可を得ていない個人情報や図書館及び他者の権利を侵害する情報
- ⑥ 図書館のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- ⑦ 単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑧ 著作権、肖像権、商標権などを侵害する恐れのある情報
- ⑨ その他公序良俗に反する一切の情報

(7) 留意事項に反することが生じた場合は、管理者は統括管理者を通じて中央図書館長への報告を必要とする。

## 9 予想されるリスクと対処方法

予想されるリスクと対処方法は以下のとおりとする。

なお、対処を行うにあたっては、統括管理者への報告を必要とする。

リスク	対処方法
利用規約に反するコメントが投稿される。	管理者が当該投稿を削除する。
批判や嫌がらせなどのコメントが殺到し、投稿が炎上(※)する。	利用規約に反するコメントを削除する、又は投稿自体を削除する。
誤って適切ではない投稿が行われる。	即座に削除し、シェア(拡散)されていないかを確認する。シェアされている場合は削除を依頼する。誤った投稿があったことに対してお詫びの投稿を行う。
管理人の個人ユーザーパスワードが外部に流出する(無関係な他人が管理人の権限を得る可能性が出てくる)。	即座に管理人の個人ユーザーパスワードを変更する。
なりすまし行為等で管理人以外が投稿したと思われる。	即座に管理人の個人ユーザーパスワードを変更し、当該投稿を削除する。
メタ社(旧フェイスブック社)でサービスの利用方法の変更が行われる。	フェイスブックページの利用を見直す。

(※) 炎上とはサイト管理者の想定を大幅に超え、非難・批判・誹謗・中傷などのコメントなどが殺到すること。